

千葉県告示第 7 9 0 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 6 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を指定するので、同条第 2 項の規定により告示します。（指定番号 指－ 7 9）

令和 8 年 9 月 2 4 日

千葉市長 神 谷 俊 一

1 指定区域

千葉市稲毛区長沼町 3 0 8 番 1 の一部（別図 1、2 のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

該当なし

4 当該要措置区域において講ずべき指示措置

指定区域（指－ 7 9）における地下水の水質の測定

## 別図 1

出典：国土地理院地図



別図2

